

認定就農者への融資制度について（就農支援資金）

資金	資金の内容	限度額	対象及び償還期間等
就農研修資金	認定就農者又は認定就農法人等が就農計画に従って就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金		<ul style="list-style-type: none"> ・就農計画の認定申請時に15歳以上55歳未満（ただし65歳未満まで知事特認）で就農することが確実な農業内外の青年等（認定就農者）、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させることが確実な農業法人等（認定就農法人等） ・無利子 ※〔青年〕 ・償還期間は12年以内（据置期間4年以内を含む） （ただし、指導者研修の据置期間は1年以内） ※〔中高年齢者〕 ・償還期間は7年以内（据置期間2年以内を含む） ・償還期間の延長の特例 ※〔青年〕 20年以内（据置期間9年以内を含む） ※〔中高年齢者〕 12年以内（据置期間5年以内を含む） 〔特例は、条件不利地域に就農した場合〕
	1. 農業大学校、民間教育施設、農業試験場等の研修教育施設で引き続きおおむね1年以上研修を受ける場合（中高年齢者においては、原則として6か月以上の研修） 〔授業料、教科書、教材費、視察研修費、実習被服費、資格取得費、宿泊費など〕	月額 5万円 以内	
	2. 農業士等先進農家において引き続きおおむね1年以上研修を受ける場合（中高年齢者においては、原則として6か月以上の研修） 〔旅費、図書購入費、ほ場研修教材費、調査分析機器購入費、視察研修費、地域青年との交流費、宿泊費など〕	月額 15万円 以内	
	3. 海外諸国において、受入れ機関が推薦する農家等において引き続きおおむね1年以上研修を受ける場合（中高年齢者においては、原則として6か月以上研修） 〔渡航費、現地研修費、現地旅費、図書購入費、調査分析機器購入費、語学研修費、滞在費など〕	月額 15万円 以内	
4. 青年が、普及指導員等により指導を受けておおむね1年継続して行う研修 （研修用簡易施設、初度教材費、先進地等研修費、専門図書等購入費、調査分析機器購入費）	200 万円 以内 (1回限り)		
就農準備資金	認定就農者又は認定就農法人等が就農計画に従って就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに移転その他の準備に必要な資金（おおむね1年以内に就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させることが確実なもの） 〔就農先調査旅費、図書購入費、就農研修費、資格取得費、地域農業者との交流費、滞在費、住居移転費（敷金礼金を含む）、連絡通信費など〕	200 万円以 内 (1回 限り)	
就農施設等資金	経営開始時の施設の設置費、機械の購入費全般に対応するほか、家畜、種苗、肥料、農薬、飼料等の資材の購入費や、施設、農機具の修繕費、機械のリース料等の農業経営を行うために直接的に必要となる諸費用（農地の購入費及び経営開始次年度以降の運転資金は貸付対象外。ただし、規模拡大に伴う諸経費（運転資金）は、規模拡大部分に相当する1年分の費用に限り対象。）	青年：3,700万円 （ただし、2,800万円を超える額は、必要な額の1/2以内。 中高年：2,700万円 （ただし、1,800万円を超える額は、必要な額の1/2以内。	認定就農者が経営を開始する場合（就農5年目まで） 12年以内（うち据置期間5年以内を含む）